

# 外国人権法連絡会 総会記念シンポジウム

## 『ヘイトスピーチ解消法の実効化と

## 人種差別撤廃基本法の実現に向けて』

2017年4月15日(土) 14:00 開始  
(開場: 13:30、終了予定: 17:00)

- ◆2016年5月、議員立法として提出された「ヘイトスピーチ解消法」が国会で可決・成立しました。同法は、禁止規定も罰則規定もない理念法ですが、日本で初めての反人種差別法となりました。
- ◆2016年12月、「部落差別解消法」が国会で可決・成立しました。同法もまた、禁止規定も罰則規定もない理念法ですが、「部落差別の実態に係る調査」が定められています。
- ◆いっぽう2016年4月から、「障害者差別解消法」が施行されました。同法は国の機関、地方自治体、民間事業者に対し、不当な差別的対応を禁止した上で、「合理的な配慮」を義務付けています。
- ◆「ヘイトスピーチ解消法」と「部落差別解消法」の実効化の課題と、人種差別撤廃委員会が日本に繰り返し求めている包括的な人種差別禁止法の実現に向けて、「障害者差別解消法」実効化の過程と現状を参照しながら、「私たちの」共同課題を考えます。

### プログラム

開会あいさつ 渡辺英俊さん (連絡会共同代表)

基調報告 佐藤信行さん (在日韓国人問題研究所)

シンポジウム 第I部

「障害者差別解消法実効化の現在」

佐藤 聡さん  
(障害者インターナショナル(DPI)日本会議)

「部落差別解消法の実効化」

西島藤彦さん (部落解放同盟)

「ヘイトスピーチ解消法の実効化」

師岡康子さん (弁護士)

シンポジウム 第II部

コーディネーター

丹羽雅雄さん (連絡会共同代表)

現場からの発言

全体討論

閉会あいさつ 田中 宏さん (連絡会共同代表)

◆参加費: 1,000円 (会員 500円)

(新刊『日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書 2017』〈外国人権法連絡会編〉1冊を含む)



〈会場〉 在日本韓国 YMCA 9階 2-8 記念国際ホール  
(東京都千代田区猿樂町 2-5-5)

JR「水道橋」駅東口より徒歩6分、地下鉄「神保町」駅より徒歩7分

会員に  
なって  
ください

会員になると、毎年「人権白書」を1冊お渡しします。また、外国人の人権に関する多様な情報が配信される会員用メーリングリストに加入できます。

【年会費】 団体一口1万円、個人一口5000円

【郵便振替口座】 00100-5-335113

口座名 外国人権法連絡会

【主催】 外国人権法連絡会

<https://gjinken.wordpress.com>

【お問合せ先】 在日韓国人問題研究所 (RAIK)

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52号室  
TEL 03-3203-7575 FAX 03-3202-4977 raik@kccj.jp